

第5項 清掃リサイクル事業の今後の課題

1 ごみの減量に向けた取組

ごみの減量に向けた最も有効な取組は、ごみの発生を抑制することです。ものの生産から流通、消費にいたる段階で、できるだけごみになるものが発生しないような社会に変えていくことが求められています。

2 ごみの分別の徹底と資源化

令和元年度に行った資源・ごみの排出実態調査（81 ページ グラフ 3 令和元年度の可燃ごみ・不燃ごみ組成分析結果）によると、可燃ごみの中には 17.3%、不燃ごみの中には 14.2%、分別すれば資源となるものが含まれています。これらの資源化可能物の分別の徹底を進めることが、ごみを減量することになります。

また、家庭から排出されるごみをさらに減量するために、国・都・他自治体の事例などを参考にしながら、新たな資源回収品目や回収方法を検討していきます。

3 環境負荷の低減

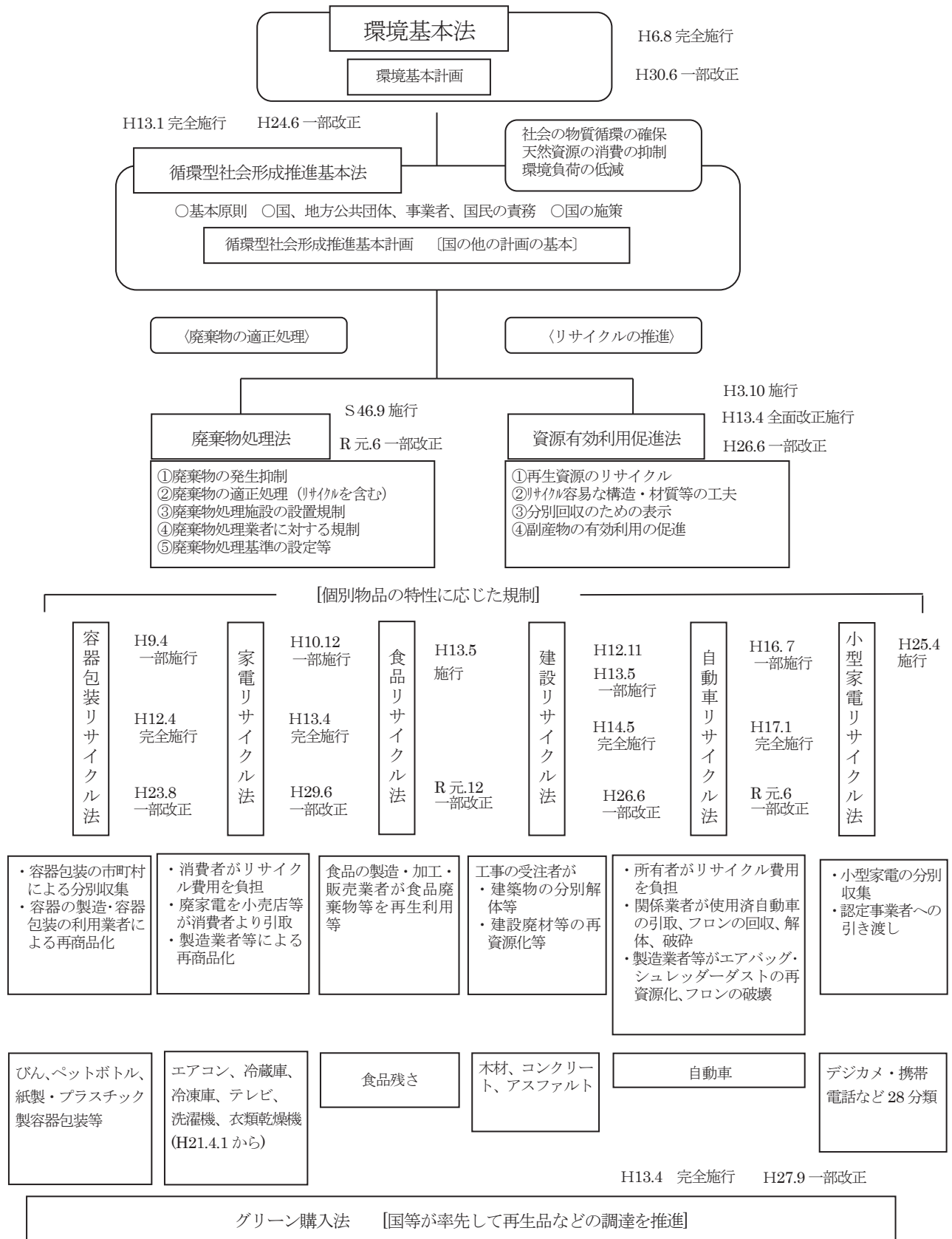
23 区は、平成 20 年度にプラスチックやゴム製品、革製品を不燃ごみから可燃ごみとする分別変更を行いました。区は、このうち容器包装プラスチックを平成 20 年 10 月から分別回収して資源化し、環境負荷の低減に努めています。

ごみ処理システムを変更する際には、環境負荷を事前に評価し、環境負荷の少ないごみ処理システムにすることが重要です。

さらに生ごみの水切りを推進することで、生ごみの水分を減らし、清掃工場の燃焼効率や収集・運搬効率を高めるなどの取組も今後の課題です。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和 3 年 6 月 11 日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）が公布されました。同法は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じようとするものです。区としては、今後発表される国・都の指針に基づいて、プラスチック資源循環等の取組に対応していきます。

廃棄物・リサイクル対策関連の法体系



* 資源有効利用促進法に基づき、平成 13 年 4 月から事業系パソコンの回収・リサイクルが実施され、平成 15 年 10 月からは、家庭系パソコンについても回収・リサイクルが実施されました。